

至急

事務連絡
令和2年12月18日

地区薬剤師会 医療保険ご担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)

平素は当会の会務推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別紙のとおり、令和2年12月15日付 日薬業発第390号にて日本薬剤師会より通知がありました。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、小児の外来診療においては特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、保険薬局において**6歳未満の乳幼児**に係る調剤に際し、**特に必要な感染予防策**を講じた上で必要な薬学的管理及び指導を行い「**薬剤服用歴管理指導料**」又は「**かかりつけ薬剤師指導料**」を算定する場合、「**薬剤服用歴管理指導料**」等に規定する「**乳幼児服薬指導加算**」に**相当する点数(12点)を別に算定**できるとされました。この取扱いは、当面、本通知(令和2年12月15日 厚労省保険局医療課 事務連絡)より令和3年2月調剤分までの措置とされております。

つきましては、貴地区会員薬局への早急なご周知並びにご指導をお願い致します。

※特に必要な予防(添付資料 Q&A 問1参照)

「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症 2019(COVID-19)診療指針・第1版(小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこと。
(院内感染防止等に留意した対応の例)

- ・COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者毎に手指消毒を実施すること。
- ・流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
- ・環境消毒については、手指の高頻度接面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。